

○2番（伊藤 治雄君）      こんにちは。4月の東員町議会議員補欠選挙で初当選させていただき、早いもので7カ月が経過いたしました。その間、議員としていろいろな経験をさせていただき、今後の活動の糧になったのは間違いないと考えております。また、いろいろなイベントへのお誘いをいただき参加して初めてその実態を認識したのもや、感動をいただいたものが多くありました。その一つに、先週末、ひばりホールで上演されましたミュージカル「あした大空」を鑑賞させていただきました。本来、私自身は体育会系の人間ですので、あまり文科系のイベントには興味もなかったのですが、エンディングに際しては四日市市長と同様にハンカチが必要なほど感激させていただきました。来年もぜひ鑑賞させていただきたいと思ったところでございます。やはり、食わず嫌いでは物事を真に評価できないと痛感したところでもございます。本当によい教訓をいただきました。ありがとうございました。

それでは、議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1、今後の町財政につきまして（1）財政計画書の必要についてお伺いいたします。平成30年2月16日に提出されました東員町財政の健全化に向けた集中取り組みについてを参考に、記載事項及び今後のあり方について質問いたします。

①現在及び今後の歳入歳出の分析につきまして、1点目は、歳入において特に使い道が決められていない町税などの収入で、いわゆる経常一般財源割合が平成18年度の70.1%が平成28年度では66.6%と減少していること。一方、歳出面ではその支出が義務付けられている人件費や扶助費など義務的経費割合が平成18年度の36.6%が平成28年度では43.6%と増加している理由はそれぞれどこにございますか。そしてこのような状況を捉えて、どのように分析しているかお伺いいたします。2点目は、短期的取り組みの一環として事業評価に関することなど4つの個別課題ごとにプロジェクトチームを組織し検討されていますが、その進捗状況を簡単にご説明願います。

次に②大型事業等を控えた状況下における健全財政の確立のための今後数年間の財政計画書の策定につきまして、今後は東員第一中学校の移転、公共施設の維持管理費や10年間で2.5倍となる扶助費の増加等が見込まれる中、町の貯金と言える財政調整基金は平成28年度で20億円あったものが、以降、初めて取り崩しが必要となり、毎年数千万円単位で減少し、果たして今後の大型事業に対応できるのか。財政調整基金は標準財政規模の20%、約11億円程度は確保すべきと言われております。

そこで1点目として、このあたりを踏まえまして、目に見えた形で住民にわかりやすいように、最低限、東員第一中学校の移転が完了する約5年間計画ないし公共施設

等の総合管理計画が整う相当期間を見据えた形で、今後の財政を密にした計画を策定する必要が絶対にあると考えますが、ご所見をお伺いいたします。

次に、2020年度までの財政健全化に向けた事務事業の見直し等、7つの重要な取り組みがございますが、その一つに町単独補助金の見直しが提示されております。

そこで(2)補助金等の見直しについてお伺いします。昨日、2人の議員からも質問がありましたが、私なりに少し観点を変わってお伺いしますのでよろしくお願ひします。

1点目として、見直し事業の対象となった事業はどれだけありましたか。また今後の削減対象補助金と62事業に絞り込んだ根拠はなんでありますか。

2点目として、今回の自治会に対する補助金等の削減については、東員町補助金等交付基準第6条、見直しの基準のどの項目により削減するのか、その根拠をお示しくください。

②自治会組織の位置付けと必要性につきまして、今年8月の全員協議会に提出された東員町における補助金等見直しに関する方針では、自治会に対する補助金等について、自治会は地域コミュニティの核となる重要な団体であり、行政と地域のパイプ役となっています。高齢化社会をはじめ、これからの地域の共通課題に対し、住民が地域で自らの力で対応していくことが基本となり、住民自治は一層重要となってきますと明記していますが、その解釈とご所見をお伺いします。

③政策決定に際する自治会等住民の意見聴取につきまして、今回の自治会関連補助金等は11事業あり、補助金交付金と報酬、報償費等に大別されますが、法的根拠に伴い条例等の改正も必要なものもあると伺っておりますが、関係者にその旨を的確に説明しているかどうか疑問があります。相手が疑問を抱かないように、一貫した内容を説明し、相手が納得した時点で初めて説明をなされたことになるのであって、聞き及ぶところでありますと、ある時期まで自治会長さんは改正の趣旨等を理解されていない状態でありました。それをやみくもに、いつまでに結論をいただきたいという説明手法や手続上問題があると考えますが、そのご所見をお伺いします。

④計画実施に向けての今後の対応について。1点目として、見直し方針の最後にある今後の取り組みに位置付けしている改めてプロジェクトチームを設置し、令和2年度までに方向性を決定していきますと記述しておりますが、プロジェクトチームはどのようなメンバーになるのですか。私としては、透明性の確保から外部委員の参加も必要と考えております。非常に難しいかも知れませんが、その点と今後のロードマップともどもお示し願ひします。

2点目として、地方公務員法や地方自治法の改正に伴い、現状のままでは支給が難しい行政協力員報酬や行政連絡員報酬を謝礼や委託等、別の方法で支給することも可能であるとの見解も提示されていますが、そのご所見をお尋ねします。

3点目として、自治会長会としても業務負担割合や事業の実施内容によっては納得すれば方針に従う旨の発言もあると聞いておりますので、今後、自治会長をはじめとして、自治会の協力なくして行政運営は非常に厳しいと推察いたしますので、忌憚のない意見を交わし、十分話し合っていたいただきたいと思います。お考えをお示してください。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君） 水谷町長。

○町長（水谷 俊郎君） 今後の町財政についてのご質問にお答え申し上げます。現在の財政状況は、財政上の各種指標から判断いたしまして、健全な運営が図られております。しかし、今後は社会保障関連経費の増加が見込まれることから、財政の硬直化の進行を懸念しております。歳入歳出の分析に当たり、仮に平成28年度と10年前を比較した場合、歳入では収入の中心となる税金などの経常一般財源の割合は、減少いたしております。財政規模が大きくなってきた反面、町税の増加は、財政規模の増加の割合に比べ小さい状況にあります。

また地方交付税につきまして、伸びてはいる状況ではありますが、増加は鈍化している状況にあります。本来交付されるべき地方交付税は、国の財政事情により、交付税総額が大きく減少していることに加え、臨時財政対策債への振替となっていることが主な原因でございます。一方、歳出では、義務的経費の割合が10年前と比較いたしまして大幅に伸びております。扶助費の増加が著しく、高齢化による財政出動の増加が顕著にあらわれていると考えております。

このようなことから、現状に甘んずることなく、本町の将来を考える上で、財政健全化の取り組みは急務であり、あらゆる経費の見直しや節減に取り組んでまいります。財政健全化に向けては、将来、行政の中心となる若手職員で構成した4つの研究チームを立ち上げ鋭意取り組んでおります。

次に、財政計画の必要性でございますが、財政計画につきましては、10年程度の財政見直しを作成いたしております。現状、教育施設や公共施設の長寿命化関連経費等が不透明な中、実態と大きく乖離していることから、公表は控えております。しかしながら、施設の長寿命化計画の策定により、その関連経費等が整理できた時点で、改めて中長期の計画を作成してまいりたいと考えております。財政健全化の進捗管理

を行うためにも、精度の高い計画を作成して公表してまいります。

次に、自治会等を始めとする各種の補助金見直しにつきましては、行財政検討委員会からの提言を受け、現在集中取り組みを行っておりますが、財政健全化のためにも見直しは必要不可欠と考えております。

また、自治会組織の位置付けと必要性につきましては、自治会は地域づくりの最も重要な組織と考えております。地域自治、地域づくりに自主的に取り組んでいただき、その過程で必要があれば、支援をしていく存在、これが行政であろうと考えております。補助金についても、今までのような一義的に交付するものではなく、地域づくり事業のご提案をいただけたならば、新たな支援策も検討してまいりたいと考えております。詳細につきましては、担当課長の方から答弁させていただきます。

○議長（三宅 耕三君） 財政課、小山課長。

○財政課長（小山 均君） 私の方からは、主に補助金の見直しについて答弁させていただきます。町財政の現状と今後の見通しから、将来を見据えますと財政健全化の取り組みは必要不可欠と考えております。

また、補助金等の見直しにつきましても、財政健全化の取り組みの一つと考えており、平成26年の第3次行財政検討委員会の提言を受け始めたものでございます。

取り組みでは、将来、行政の中心となる係長や課長補佐級の若手職員で構成しました事務事業評価研究、人件費抑制研究、補助金等見直し研究及び総合窓口研究の4つのプロジェクトチームを設置し、調査・研究などを行ってまいりました。

研究チームの報告を申し上げますと、まず、事務事業評価研究では、行政評価から予算編成までの一連の流れを連動させるトータルシステム化を目指して、現在も取り組みを行っているところであります。人件費の抑制研究につきましては、会計年度任用職員制度が始まりますことから、定員の適正管理の必要性を、総合窓口研究では、ワンストップフロア窓口の環境整備を、そして補助金等の見直し研究では、補助金等交付基準の策定に取り組みました。

報告を受け、策定しました方針によりまして、令和2年度までに各種補助金等の見直しの方向性を決定するため、鋭意取り組んでまいります。

次に、補助金等の見直しの対象事業についてでございますが、このプロジェクトチームからの報告を受け、301事業のうち、法律などにより義務付けのあった負担金等を除き、62事業といたしたところでございます。行政協力員報酬等につきましては、昨日の水谷議員のご質問でも町長より答弁をさせていただきましたように、行財政改革の一環であること、自治会加入率の低下による行政サービスの低下は行政の責

任において解決する必要があること、それから自治会組織に補助金を交付しつつ、行政協力員にも報酬を支払っていること、また地方自治法、それに地方公務員法改正によります特別職の厳格化に伴いまして、自治会長が公務員の特別職として認められなくなるなどから総合的に検討した結果、令和4年度以降廃止する方向で検討いたしております。なお、この報酬につきましては、制度改正により、今年度までしか報酬としてお支払いはできませんので、来年度からは、謝礼という形でお支払いさせていただくこととなります。

最後に、補助金等の見直しの進め方でございますが、各補助金を担当する課の課長補佐級等の職員で再度構成いたしまして、プロジェクトチームを新たに設置したいと考えております。本年度は、このチームにより補助金等の見直し案の取りまとめを行い、進行管理とともに課題解決に向けて検討を行ってまいります。次年度は、素案をまとめ有識者の意見を聞き、方針を決めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、難しい課題は山積しておりますが、財政健全化に向け、鋭意取り組んでまいりますので、議員各位におかれましても、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三宅 耕三君） 伊藤議員。

○2番（伊藤 治雄君） ありがとうございます。数点、再質問をさせていただきます。

まず今、町長の方からの答弁にありました施設の長寿命化計画の策定により、その関連経費等が整理できた時点で、改めて中長期の計画を作成してまいりたいという答弁がございました。大体いつごろの時期になるか、ご答弁できればお願いします。

○議長（三宅 耕三君） 総務課、西村課長。

○総務課長（西村 隆嘉君） 施設ごとの個別計画につきまして、昨年度、今年度をかけて策定いたしております。来年度、令和2年度のなるべく早い時期にこのような個別計画という素案をお示しさせていただきたいと考えています。

○議長（三宅 耕三君） 伊藤議員。

○2番（伊藤 治雄君） わかりました。ありがとうございます。

それでは次の再質問に移ります。②の関係で、計画書の策定についてお尋ねさせていただきます。単独で計画書を策定するのも一つの手段と考えますが、それ以上に、今現在第5次計画があって、今、第6次総合計画の見直しを行っていただいていると思いますけども、その中でも、第5次計画で効率的行財政の運営という項目の中に、例えば、みんなで目指す目標値に財政力指数とか経常収支比率とか、実質公債費比率、

これは町民の方はなかなかわかりづらい文言だと思います。それよりも、例えば歳入面で町税がどれだけある。歳出面で人件費とか扶助費がどれだけあるという、こういった数字に基づいてこの指標は作られておると思います。だったらわかりやすい表現に変えて、向こう10カ年計画、5カ年計画ぐらいを提示したほうが、最も町民にわかりやすい表現だと思いますが、この点はいかがでしょうか。

○議長（三宅 耕三君） 財政課、小山課長。

○財政課長（小山 均君） まさしくそのとおりにかなというふうに思っております。ですので、前回につきましては、そういう指標だけを載せて、皆様にお示ししてきたわけですけれども、確かにこれはわかりにくいところもございますので、次回の作成に当たりましては、議員がおっしゃったようなことについても載せていけるように検討していく。というか載せていきたいなというふうに考えておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（三宅 耕三君） 伊藤議員。

○2番（伊藤 治雄君） ありがとうございます。

それでは続いて（2）の補助金の見直しの③の関係、自治会と住民の意見聴取について再質問をさせていただきます。先日も全員協議会の席上、町民プール問題で当局側は熱心かつ詳細に説明されておりましたが、果たして議会とのやりとりの中に住民の声が全く聞こえてこないような状況でありました。これでは冒頭に言いました住民自治の考えに則していないものと認識しております。今後は補助金等の見直しに関し、検討事業一覧に掲げている全ての団体とは十分に協議を行っていただきたいと考えますが、ご所見をお伺いいたします。

○議長（三宅 耕三君） 財政課、小山課長。

○財政課長（小山 均君） 住民の意見を聞いた上でというご質問であろうかと思っておりますけれども、この見直しの根拠と言いますか、見直しをすべきということの意見は、行財政検討委員会というのがございまして、これは住民の皆さんが関わっておられまして、その中で見直しを進めよというご提言をいただいたということもございます。これは平成26年ということで相当前になっております。このまま放置するのめどうかということもありますし、今の現状の財政状況を勘案すると、早急に対応していかなければいけないということで、これ以上遅らせるということは、財政担当としましても不作為が生じるのではないかというふうに考えておりますので、鋭意取り組んでまいりたいと思います。

答弁の方にもございましたように、やはり利害関係者ではない第三者の意見を聴取

するということから進めていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（三宅 耕三君） 伊藤議員。

○2番（伊藤 治雄君） ありがとうございます。確かに、例えば財政計画書みたいな、ちょっと特異なようなものを全部住民から意見を聞けというようなことを申しておるわけじゃなくて、やはり住民の考え方がどうあるんだということ、今後についてはこのような重要案件や大規模事業など、必要に応じてアンケート調査、またはパブリックコメントと意見聴取に努めるべきであると思います。そこら辺の観点から、計画書全般についてこのような考えがあるかどうか、再度お伺いします。

○議長（三宅 耕三君） 財政課、小山課長。

○財政課長（小山 均君） パブリックコメントというご意見等ございまして、確かにそのパブリックコメントの実施要綱の中には、すべき事項というのが確かにございます。ですのでそういうことも勘案しながら検討をするわけでございますけども、この見直しがパブリックコメントの実施に適用するかどうかというところも踏まえて検討する必要があるかと考えておりますので、今、実施しますとか、そういう返答はいたしかねますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（三宅 耕三君） 伊藤議員。

○2番（伊藤 治雄君） ありがとうございます。いずれにしても、やはり昨日来も議論されていましたが、行政と議会は車の両輪であると、それ以前に町民の皆さんがみえるという認識を持っていただきたいなと思っております。よろしくお願いいたします。

それから③の計画実施に向けての今後の対応につきましてということで、先ほど担当課長さんから、今回の補助金等の見直しに至った理由4項目ございます。明記していただきました。これでよくわかったと思います。それから代替案、報償費の代替案としての謝礼という形での支払いという、この2点についてよく理解したわけでございますが、ただちょっとお聞きいただきたいのは、今まで自治会長会に対する説明に一貫性がなかったのではないかと、ここら辺についてちょっとご報告しながらご意見を伺いたいと思っております。

自治会長会に対して8月22日の行政協力員会議、担当者の方から法改正により令和2年4月から会計年度任用職員制度が導入されると、法の改正による特別職の厳格化に伴い、行政協力員の身分を特別職として置けなくなる。その場合どのようにして報酬に準じたものを支払うかという、業務委託、もしくは謝礼として支払うことが

国から示されている。担当総務課と協議し、1年ほど経過措置として特別職としてもらえるよう依頼をしているという話が8月にございました。以降、時系列ごとにちよっとご説明させていただきますと、9月26日の自治会長会役員会において、担当者の方から、行政協力員制度は自治会長に報酬を支払うための制度で、この制度が廃止されても自治会長会規約によって運用されるため、代替制度は考えていない。これは9月です。続いて10月16日の自治会長会役員会において、自治会長が行政協力員報酬、行政連絡員報酬、班長手当の減額及び廃止について、その理由を再確認したいという問いに対し、担当者からは、主な理由は4つである。①行財政改革の一環としての歳出削減。②会計年度任用職員制度の開始、いわゆる法改正です。それから③自治会加入率の低下。④コミュニティ交付金と行政協力員報酬等が重複していることこの理由。この4点を挙げられて説明しています。これは昨日の町長の答弁、それから本日の担当課長さんの答弁でよく理解しております。また支払いの方法論として、いずれにしても個人に対する報酬の支払いはできないので、行政協力員報酬等を残すとしても、コミュニティ交付金に組み入れることになるということを言われております。それから11月11日の自治会長会役員会においては、別の方法とは謝礼もしくは委託であれば支払うことができるとのことである。令和2年度、令和3年度においては、謝礼として支払うことを検討している。それから何でこのような見直しに至ったかという経緯について、制度改正と時期が重なったが、行政協力員報酬、行政連絡員報酬、班長手当の減額及び廃止はそもそも制度改正のためではなく、行財政改革の一環として行うものであるというような、時系列ごとには説明を自治会長にされております。

私は、このように行政協力員報酬や行政連絡員報酬の廃止理由と代替案について、方針に一貫性がないため自治会長会としても混乱をきたしており、何が正しいのかわからない状況にあると聞いております。また、法律改正であればある程度従わざるを得ないが、行財政改革であれば行政に一考を求めるということもあり得ると思います。廃止に至る理由と代替案については、今回の答弁でこの方針でいくということに間違いがないかどうか、それから今までの一貫性の問題について、どのようなご所見であるかお伺いいたします。

○議長（三宅 耕三君） 町民課、松田課長。

○町民課長（松田 徹君） お答え申し上げます。まずその会計年度任用職員制度、これは新しい制度でございまして、8月以降、いろんな情報が国・県からございまして、最初のうちは1年報酬を延長することも可能ではないかということであったんですが、いろいろな情報の提供によってそれは難しいということとなったことか



ら、その新しい制度であるということから、特に力を入れて我々も説明をしたということがあって、第一義的な行財政改革の一環であることが希薄になったのではないかと、そういうこともありまして、そちらのほうが主でございますというふうにご説明をしてきたところでございます。

それと、コミュニティ交付金の中に算入する、これは案の一つとして私どもの方からお示しをしたわけでございますが、議員がおっしゃいますとおり、各校区からなります役員会、全体会、そして研修の機会、7たびの機会にご説明してきたわけなんです、その中で自治会長さんの方からコミュニティ交付金の中に算入することはいかなものかということもございまして、それでは謝礼で当面お支払いして、減額しつつ廃止に向けてお支払いするという最終案を11月の全体会の方でお話を申し上げたという経緯でございます。

先ほど議員からご指摘がありました、4点の事由につきましては、繰り返し私どものほうからご説明を申し上げてきたところでございます。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君） 伊藤議員。

○2番（伊藤 治雄君） ありがとうございます。その理由とか代替案についてはよく理解しましたけども、一貫性の問題についてはいまいちょっと理解しがたいような取り組みであったと、今までの過程において。やはりこういうようなやり方はなかなか町民、住民の皆さんには理解を得られないと思います。やっぱり何かを提案するのであれば、一貫性を持った、法律に基づき、条例に基づき一貫性を持った考えで説明すべきだと思いますが、そのような観点で、町長はどう思われますか。

○議長（三宅 耕三君） 水谷町長。

○町長（水谷 俊郎君） 議員がご指摘のとおりだと思いますが、この報酬につきましては、あくまでもこの平成26年に提言いただいた、先ほど財政課長からも答弁させていただきましたが、町民の皆さんの代表も入った行財政の委員会からの提言ということで、我々もずっとそのことについて検討を重ねてきた。そしてたまたま地方公務員法とか法律が改正になったこの時期に重なったということでございますので、あくまでも取っかかりは行財政検討委員会からの提言というものがもと、これが一番最初でございますので、その点はもしこの法律改正が先という話にどこかであったのであれば、それはちょっとした手違いがあったのかなというふうには思いますが、一貫性についてはそんなに変わっていないと、私は認識しております。

○議長（三宅 耕三君） 伊藤議員。

○2番（伊藤 治雄君）            ありがとうございます。見識の違いもあろうかと思  
いますけども、ありがとうございます。

もう一点、この件に関しての再質問をさせていただきます。9月26日の自治会長  
会役員会で行政協力員や行政連絡員報酬を年度ごとに70%、50%とする案を自治  
会長に説明してみえますが、その根拠についてお伺いいたします。

○議長（三宅 耕三君）            町民課、松田課長。

○町民課長（松田 徹君）            この報酬から謝礼に変わるわけですが、  
この件につきましては、この30%につきましては、報酬、謝礼を減額していくのに  
合わせて、自治会長さんの負荷軽減を図っていくということをご説明申し上げてござ  
いました。それで令和2年度からは広報とういんを試行的に行政から直接配布する方  
法に変えさせていただく。その分の財源として30%の減をお願いいたしたいと、そ  
ういうご説明を申し上げたところでございます。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君）            伊藤議員。

○2番（伊藤 治雄君）            その歳出があって具体的に総事業費がこの自治会長に  
対する報償費がこれだけ要るから、これに対して、例えば広報を配布する部分がいく  
らであったから30%になったという根拠はあるんですか。

○議長（三宅 耕三君）            町民課、松田課長。

○町民課長（松田 徹君）            現在、この広報とういんの配布につきましては、  
政策課の方で具体的に検討しているところでございますが、そちらの費用の見積もり  
と申しますか、算出の金額がそういったことでございましたので、その金額にお願  
いいたしたということでございます。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君）            伊藤議員。

○2番（伊藤 治雄君）            先ほども申しましたように、自治会長さんは本当に地  
方自治、住民自治の要であるところでありますので、よく話し合いを行っていただき  
たいと思います。よろしくお願ひします。

続いて2番の介護保険制度についてご質問させていただきます。介護が必要となっ  
た高齢者とその家族を社会全体で支えていく仕組みとして介護保険法が1997年、  
平成9年に制定され、2000年、平成12年に施行されてから20年が経過しよう  
としております。この制度の仕組みとして、介護保険の利用者の自立支援を目指すこ  
と、利用者本人のサービス利用ができること、給付と負担の関係が明確である社会保

険方式を採用していることが特徴となっております。

そこでお尋ねします。(1)介護保険制度の制定から20年。①その間の取り組み状況と課題につきまして。1点目として、3年程度で法律が改正されてきておりますが、住民の制度や保険料に対する理解、介護認定の実施や各自のケアプランの策定など、町として苦勞された取り組みと、例えば法律に従い実施していくのが精いっぱいであったなど、あればお示し願います。また2点目として、町内に整備された各種介護施設の需要と供給のバランスなど、課題はありませんでしたか。3点目として、平成29年度に実施したアンケート調査から見えてきたものはどのようなことがありましたか、お伺いいたします。

②要支援・要介護認定者の推移と所見につきまして。平成30年3月策定の東員町高齢者福祉計画第7期介護保険事業計画からお尋ねいたします。1点目として、要介護度別の認定者数の推移から見られる傾向をどのように判断してみえますか。2点目として、要介護認定者数は制度開始以来増加しているものの、要介護認定率は最近減少傾向にあり、平成29年2月の認定率は国・県が18%台にもかかわらず、東員町は11%とかなり低い状況にあります。その原因は何でしょうか。3点目として、平成29年2月実績から見た場合、要介護度別在宅サービス受給者一人当たりの給付費では、介護度が低い場合は国・県と比較すると低額であるものの、介護度が高くなるとかなり高額になっているように思いますが、その要因は何でしょうか。

③地域包括ケアシステムの現状と制度の所管につきまして。1点目として、2012年、平成24年の法改正は高齢者が住みなれた地域で自立した生活を営めるよう、地域包括ケアシステムの構築に向けた内容となっている大きな改正でありました。具体的には、医療と介護の連携の強化、介護人材の確保とサービスの質の向上、高齢者の住まいの整備、認知症対策の推進、保険者による主体的な取り組みの推進、保険料上昇の緩和など制度創設や仕組みの見直しを実施されましたが、私は介護保険制度の抜本的な改正であったと認識しておりますが、東員町としてその当時どのような感想をお持ちになったか、わかればご説明いただきたいと思っております。またその対処についても何かあればご報告いただきたいと思っております。2点目として、従来の介護医療に加えて、住まい、生活支援、介護予防まで含めて、相互に連携をして高齢者の生活全般を支える体制づくりを目指し、日常生活に困難が生じて、訪問介護や通所介護などの在宅サービスを推奨しています。果たして本町では、家族と周辺の支援で対応し切れいていますか。私はいささか疑問を持っておりますが、現状についてご答弁願います。3点目として、介護予防の取り組みとして、介護予防日常生活支援総合事業と社

会福祉協議会が実施している日常生活自立支援事業との違いはどこにあり、その利用状況はいかがでしょうか。4点目として、この地域包括ケアシステム制度では、自助・互助・共助・公助の連携を求め、特に自助・互助による地域での支えあいを基本であると制定しております。この点を踏まえ、メリット、デメリットをお伺いいたします。

④在宅医療の現状と推進に向けてにつきまして。1点目として、人生の最後を住みなれた地域、特に我が家で自分らしい尊厳のある生活を継続することができるよう、地域社会がサポートしていくようシステムの改正が行われました。かかりつけ医を持ち、必要に応じ往診、訪問看護、訪問リハビリ等を受けられる体制づくりが大切と考えますが、現在、本町での在宅医療の考え方についてお伺いします。2点目として、このシステムを推進していくには、多職種連携研修会議等を組織し、顔の見える関係づくりが大切と言われておりますが、本町ではどのような状況でありますか。そういった組織があれば、具体的な活動状況についてお示し願いたいと思います。

⑤認知症の現状と今後の対応につきまして。1点目として、認知症と言われていた患者数は現在町内に何人ほどお見えですか。また全国的にも若年性認知症数は増加傾向にあると言われておりますが、本町ではその実態を把握してみえますか。またその対応については、家族の関わりや存在というものが非常に重要と言われております。わかる範囲で結構ですので、傾向や対応等を含めてお伺いします。2点目として、小規模多機能施設等認知症に対応した施設は本町にありますか。あれば今後のことも視野に入れ、数として十分なのか、またその点を含めて対応をお伺いします。

(2) 第8期介護保険事業計画に向けて。①計画の基本的な考えにつきまして、第7期計画が令和2年度までとなっておりますが、次期計画についてのスケジュールや現計画と比較してバージョンアップを図るなど、方針や方向性について、わかる範囲でご答弁願います。

②介護保険料の見直しにつきまして、県長寿介護課の平成30年1月現在での資料によりますと、本町の介護保険料は県下29市町で一番安く、月4,753円ですが、2025年、令和7年では8,243円となり、伸び率では県下最高の1.76倍になるとされておりますが、現在、保険料の安い理由とこの伸び率の大きい根拠についてご見解をお伺いします。

以上でございます。

○議長（三宅 耕三君） 小川副町長。

○副町長（小川 裕之君） 伊藤治雄議員からは非常に多岐にわたるご質問をい

いただきましたので、私からは介護保険制度全般に係る課題と、地域包括ケアシステムについての所感をお答えさせていただきます。

先ほどご質問の中にもありましたように、西暦2000年を迎えて、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化し、従来の老人福祉・老人医療制度による対応に限界を迎えました。このため平成12年4月から、高齢者の介護を社会全体で支えよう仕組みとして、新たに介護保険制度がスタートいたしました。

1点目の介護保険制度の創設から20年を振り返ってみると、たびたびの制度改正により、住民の皆様や利用者に制度を周知し理解をいただくことに大変苦慮してきたところでございます。さらに、新規事業創設のための体制整備に苦慮したところもございます。しかしながら町内の医療機関、関係団体の皆様の多大なご理解、ご協力により推進できたことに感謝いたしておるところでございます。

介護施設等の整備につきましては、利用者のニーズと事業者の供給状況、介護保険料とのバランスなどを考慮し、3年ごとに策定する介護保険事業計画に位置付け、特別養護老人ホームなどを整備してまいりました。現在の第7期計画においてもさらに「特別養護老人ホーム」「認知症対応型共同生活介護（グループホーム）」などの整備を位置付け、計画的に整備を進めています。

次に、地域包括ケアシステムの現状と制度の所感では、公助・共助で担う「医療」「介護」の充実はもとより、「生活支援」「介護予防」における自助・互助の役割が大変重要なものとなっております。今後は、さらなる地域包括ケアシステムの深化を目指し、町一丸となり、住民の皆様、地域、関係団体、行政等の連携・協働により「自助・互助・共助・公助」を効果的に取り組み、いつまでも住みなれた地域で支えあい、健康で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりたいと考えているところでございます。

なお、本町における状況等、詳細なご質問につきましては、担当課長から答弁させていただきます。

○議長（三宅 耕三君） 長寿福祉課、中川課長。

○長寿福祉課長（中川 賢君） それでは、副町長の答弁を補足させていただきます。ご質問が多岐にわたりますことから、答弁が少し長くなることをお許しく下さい。

1点目の介護保険制度の制定から20年について、計画策定のアンケート調査から見えてきたものでは、高齢社会において必要な施策の項目で「公的年金の充実」「医療機関の充実」「寝たきりや認知症にならないための予防対策」の順にニーズが高い

ことがわかりました。「在宅医療・介護の連携強化」「認知症対策の推進」、これらを第7期計画の重点施策と掲げ事業を推進しております。

次に、要支援、要介護認定者の推移と所見では、要介護3以上の中重度の認定者の割合が多い傾向がございます。今後、令和7年には要介護認定者数が現在の約1.5倍となり、同様の傾向は続くものと予測しております。要介護認定率の低い要因として、一つには高齢者の皆様が、シルバー人材センターや地域の支えあい活動へ積極的に参加するなど、生きがいがづくりや健康に対する意識の高さにあると考えます。また、もう一つ大きな要因として、高齢者の人口構成です。要介護認定率の低い前期高齢者の割合が大きいことにより、町全体の要介護認定率が極めて低いことが考えられます。しかしながら、令和7年ごろには、この前期高齢者数と後期高齢者数の割合の逆転が見込まれており、必然的に認定率の上昇が予測されます。

次に、一人当たりの給付費が高い要因につきまして、自宅で生活することが困難な認知症患者の方など、要介護度の高い方なのですが、自宅以外の有料老人ホーム等に入居し、サービスを利用されているケースが多いことが推測されます。本町における家族等周辺の支援状況といたしましては、家族等の支援が困難な部分を、介護サービスの利用、さらには地域における支えあい活動、見守りなどの活用により在宅での生活を支援しております。

次に、自助・互助による地域での支えあいのメリットについては、地域の支えあいは、支える側と、支えられる側を分け隔てることなく、地域の中で自分の役割を持つことで生きがいがづくり、介護予防に繋がっております。推進する課題としましては、地域住民の理解と協力が必要であり、地域差があらわれないような支援が必要であり、また、困ったときに気軽に「助けてほしい」といえる仕組みづくり、まちづくりが必要と考えます。

次に、介護予防の取り組みのうち、「介護予防・日常生活支援総合事業」については、要支援認定者等を対象に訪問や通所サービスなどを提供する事業で、9月末時点の利用実績は195人です。また、「日常生活自立支援事業」については、認知症高齢者や知的障がい者の方などを対象に福祉サービスを利用する際の契約などの手続きや金銭の管理などの生活を支援する事業で7人が利用しています。

次に、在宅医療の現状と推進については、町内診療所の、かかりつけ医による往診や、いなべ市・四日市市にある在宅医療に特化した診療所、さらには訪問看護や介護サービス事業所などの連携により、在宅医療の体制づくりを推進しています。本町は、いなべ市と共同で、「いなべ多職種連携推進協議会」を設置し、事例の発表や意見交

換会などを行う研究会等を開催し、多職種間での連携を図っています。

次に、認知症の現状と今後の対応について、認知症者数は、一つの指標といたしまして、介護認定の資料から9月末現在で約420人と推測されます。また、若年性認知症数は、若干名で推移していると考えます。認知症の対応としましては、やはり抱え込まずに相談できる体制が重要と考えております。認知症の相談対応としては、地域包括支援センターに「認知症地域支援推進員」と「認知症初期集中支援チーム」を配置し、認知症疾患医療センター等と連携を図り取り組んでいます。認知症に適したサービスは、認知症の方が共同生活する住宅として「グループホーム」や認知症の方が食事や入浴、専門的なケアを日帰りで受ける「認知症対応型通所介護」、その他、通いを中心に一体的なサービスを行う「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」が整備されています。令和2年度には「グループホーム」を整備し、充実を図ります。

続きまして、2点目の次期、第8期介護保険事業計画については、来年4月から、令和2年度中に策定作業を行います。策定に当たっては、住民代表や医療・福祉の専門家で構成する委員会を立ち上げ、住民の皆様からの意見聴取の場として、アンケート調査やパブリックコメントなどを実施します。

また、現時点で予定している方向性といたしまして、これまで、町全体を1つの圏域と考え、「地域包括ケアシステム」の構築を進めてまいりましたが、次期計画では、この「日常生活圏域」を神田・稲部・三和地域と笹尾・城山地域の2圏域とし、相談・支援体制の強化を予定しています。これに先立ち、来年度からは、現在の地域包括支援センターに加え、笹尾・城山地域を管轄する第2地域包括支援センターを笹尾連絡所内に設置し、機能強化を図ってまいります。

次に、介護保険料の見通しについて、介護保険料は、利用されるサービス量によって大きく左右されることから、先ほどの要介護認定率の低さと同様、前期高齢者の割合が多く、サービス利用が少ないことが要因と考えます。しかしながら、令和7年度には、認定率も高くなり、サービス利用が増加し、保険料も伸びることが予測されます。今後、これらの伸びを少しでも抑制するため、これまで以上に介護予防、重度化防止などの推進を図ってまいりますので、ご理解、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三宅 耕三君） 伊藤議員。

○2番（伊藤 治雄君） ありがとうございます。数点再質問をさせていただきます。

三和の方にありました基幹型の地域包括支援センターを社協に委託し、本町内に設置するとありましたが、第二地域包括支援センターとのすみ分けについて若干説明をお願いします。

○議長（三宅 耕三君） 長寿福祉課、中川課長。

○長寿福祉課長（中川 賢君） お答えさせていただきます。まず来年度から包括支援センターを第二地域包括支援センターと、現在直営で実施しています地域包括支援センターを社会福祉協議会に委託し、2カ所の包括となります。まず地域的には、先ほどの答弁でお答えさせていただきましたように、神田・稲部・三和地区を担当するのが基幹型の地域包括支援センター。そして笹尾・城山地区を担当するのが第二地域包括支援センターと地区割となっております。

基幹型としての役割といたしましては、本町は2圏域としても、範囲が狭いことから、町全体で取り組んだ方がよい事業もございますので、そのような町全体で取り組む場合に主体となるのが基幹型の役割と考えております。さらに第二地域包括支援センターと基幹型の包括との連絡調整役、これを基幹型にお願いしたいと考えております。

以上です。

○議長（三宅 耕三君） 伊藤議員。

○2番（伊藤 治雄君） ありがとうございます。

もう一点お願いします。認知症に特化したサービスとしては市町村対応というふうには国からも言ってきております。以前にもありましたJR線での事故に対する補償請求事例がありましたが、そのようなものに対応する認知症保険というものがあると聞き及んでいますが、本町の対応はいかがでしょうか。

○議長（三宅 耕三君） 長寿福祉課、中川課長。

○長寿福祉課長（中川 賢君） お答え申し上げます。11月末のある新聞記事の方にもこの認知症にかかわる事故補償について民間の損害保険を活用した、それぞれ市町の取り組みが紹介されておりました。全国でも39市町村が取り組んでいるという記事でございましたが、国の方もそれぞれの市町が取り組んでいる状況を見て、この事業が公的支援として有効なものかどうか分析を行っていくというようなことでもございました。本町におきましても、国の動向それから近隣市町の状況を見ながら、慎重に検討してまいりたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（三宅 耕三君） 伊藤議員。

○2番（伊藤 治雄君） ありがとうございます。先日もちょっと私に関係が



あった厚労省の方とお話をさせていただいた中で、やはり今後、地域包括ケアとか介護保険についてはまちづくり事業の一環として考えるべきじゃないかというご提案もいただいております。そこら辺も参考にしてちょっと取り組みを進めていただければと思います。

以上、いろいろお聞きさせていただきましたが、介護保険制度自体が保険料をはじめ、多くの部分で市町村に委ねられている状況でありますので、他市町村の政策をよく研究していただき、東員町らしさを表に出した福祉施策の展開を望みます。

また社会保障費の増加は高齢化社会を迎える中、2040年ごろまでは伸び続けることは間違いございませんし、避けては通れない状況下にあります。加えて歳入の低下と公共施設の維持管理費の増加等が指摘されております。したがって、冒頭で提言させていただきましたように持続可能な健全財政の推進のためにも、ぜひとも財政計画書などの策定をお願い申し上げ、一般質問を終了させていただきます。どうもありがとうございました。